

広島県告示第千十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

令和七年六月から令和八年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市栗屋町の一部

五 認証年月日

令和八年九月二十八日